

令和 3 年 3 月 2 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

規制支援審議会の令和 2 年 3 月 2 日付答申においては、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源については、安全研究・防災支援部門への新人採用枠等を確保するとともに、自らの技術基盤を高めるために必要な運営費交付金の確保に加えて、原子力規制庁からの受託研究費を獲得するなどにより、強化への対応が図られていることを確認した。なお、過年度の答申において提示を求めた部門への予算配算の考え方等については、概算要求及び予算収支の内訳が示され、継続的に開示に取り組むことにより、これを了解した。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。今後も、現行のルールが実効性のないものとならないよう、委託先を含めた研究実施者への浸透を図るなど運用面に留意するとともに、必要に応じた見直し等を検討されたい。
- センター長の権限を超える決裁状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ、被規制側の部門を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、被規制側の部門を兼務するという脆弱な説明性については、改善に向け引き続き検討されたい。
- 以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申に以下のとおり対応しているところ。

- 安全研究・防災支援部門への予算配算の考え方等を示すため、今後も予算収支の内訳を継続的に開示していく。なお、予算収支の内訳については、今年度の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構部会においても説明資料として使用（開示）しており、次年度以降も継続する予定である。

※予算、職員数の推移、予算の収支等については規審 8-5「安全研究・防災支援部門の予算、人員」、規審 8-6「安全研究センターの予算の収支」に示す。

- 中立性確保に係るルールに基づき、令和 2 年度における各センターによる規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況を自己点検した結果、中立性、透明性を損なうような要因は見当たらなかった。ルールの実効性については、関係者への浸透を図るための運用として、センター内の会議体において受委託・共同研究に係る契約締結にあたって本ルールの周知徹底を行うこととした。

また、中立性確保に係るルール（平成 30 年改定）についてあらためて見直した結果、現時点において更なる改定の必要は認められなかった。

なお、令和 2 年度は、機構内の内部監査計画において、「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援業務の実施状況に関する監査」が行われることとされた。この内部監査計画は実施中であるため、その実施結果については、本審議会とは別に、関連情報として報告することとしたい。

※本項目に係る自己点検の詳細は規審 8-7「規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況」において報告する。

- センター長の権限を超える決裁については、令和 2 年度における部門長による決裁状況を自己点検した結果、中立性、透明性を損なうような要因は見当たらなかった。

一方、部門長が被規制側の部門を兼務する状況の抜本的な改善は困難であるとともに、部門長の決裁権限を副部門長に委譲することは認められなかったため、次善の策として、部門長に付与されている決裁権限の一部を、理事長が決裁するように変更することについて、機構内で検討を進めており、令和 3 年度から施行する予定である。

※本項目に係る自己点検の詳細は規審 8-8「センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況の確認」において報告する。

以 上